

Title	山田昭氏学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1980
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.53, No.7 (1980. 7) ,p.154- 158
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19800715-0154

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

山田昭氏学位請求論文審査報告

山田昭氏より提出された業績は、「信託立法過程に関する研究」と題する主論文(タイプ印刷による本文二八三頁に、資料解題一七頁、引用参考文献五頁が付されている)および「信託法制の制定過程」と題する副論文(「信託」一一三、一一四、一一五号に連載されたものの抜刷合本)である。

わが国における信託制度は、周知のように、大正一年に制定された信託法および信託業法を基礎として成り立っている。この信託二法は、その制定当初から、信託の基本的構成について困難な解釈問題を含んでいたが、さらに、制定以来半世紀を経過し、最近における営業信託の隆盛に伴う実務上の諸問題に対応できない面があらわれてきた。そのため、昭和五年には、信託法を理論と実際の両面から研究するオープン機の機関として「信託法学会」が組織され、また同五二年には、信託法の全面的な再検討を目標とする研究者の小グループとして「信託法研究会」が発足した。

本論文の筆者、山田氏は、学会設立の当初から、その会員の一人であるばかりでなく、研究会においても、とくに選ばれて実務家を代表するメンバーの一人として参加した。

研究会において同氏の担当した課題は、信託法制の成立過程の究明と資料の整理であつたが、その成果を集大成したものが、この主論文である。また、副論文として添付されたものは、同研究会において山田氏が行なつた中間報告の討議資料とされたものである。したがつて、主論文と副論文の間かなりの重複がみられるのは、むしろ当然であるが、副論文は元来が研究会の討議資料であつたため、主として信託法各条文の成立・修正過程の究明にウエイトがかれてきた。これに対し、主論文は、信託法制の全体的な立法過程を追求することを目的としており、とくに当時の経済事情・金融事情なども含めた構造的な把握にかなりの力が注がれている。

本論文の審査にあつては、主論文を中心としながら、副論文の資料的な部分をも補足的に対象とすることにした。

そこで、まず主論文の構成をみると、全体は、次のように一二章の構成となつている。

序章 研究の課題と方法

第一章 明治期の信託立法

第二章 大正初期の信託立法

第三章 大戦下の信託立法

第四章 信託法案の分離

第五章 寺内内閣下の信託二法案

第六章 原内閣と信託立法

第七章 議会提出目指す信託法案

第八章 議会提出目指す信託業法案

第九章 臨時法制審議会における審議

第一〇章 議会上程のための法文起草

終章 信託法規の成立

冒頭の序章は「研究の課題と方法」として、筆者の研究意図、利用した資料、従来の学説との着眼の相違などが説明されている。注目すべきは、信託二法の立案・審議にかかわった当時の政府委員の遺族宅などから、多くの新資料を発掘したこと、また、従来は断片的にしかりみられなかつた経済事情と立法経過との関係を総合的に考察したことである。その結果、本論文には、筆者の創見が随所に盛りこまれ、精彩あるものとなつた。

第一章「明治期の信託立法」から第二章「大正初期の信託立法」に至る第二章は、信託法制立法過程のいわば前史的部分を扱っている。わが国における信託法制の萌芽は、明治三三年の日本興業銀行法が、同銀行の扱うべき業務の内容を定めた際に信託を例示したことに始まるのであるが、ついで明治三八年の担保附社債信託法の制定によつて、信託の一応用部門ではあるが、とにかく信託法理を包含した最初の立法が登場した。やがて、これら为基础としつつ、本格的な信託法制立案がすすめられることとなつた。信託法制の源流をここまで遡つて考察することは、必ずしも筆者の独創ではないが、これらの特別法に採用された部分的な信託法理が、本格的な信託法形成への手掛りと期待とを司法官僚にあたえ、やがて大正初期に専ら大蔵省主導のもとに始められた信託法制立案の動きに対する抵抗と、司法省による独自の信託立法とに発展する原動力となつたとする筆

者の指摘は、従来はあまり気付かれなかつたところである。

また、明治三九年に設立された東京信託会社を先頭に、明治末期に多数の信託会社が群生したことが、適切・良質な下級金融機関がないという事情とあいまつて、一種の社会問題にまで発展し、これが信託法制の立案を促進した、と筆者は強調している。

このような信託法制の前史における問題の指摘は、実は、後に続く大正期の立案過程での司法省と大蔵省との対立や、信託法制の社会立法的側面を暗示するものであり、筆者の問題意識の深さをよく示すものといえよう。

第三章「大戦下の信託立法」および第四章「信託法案の分離」の第二章は、第一次大戦中の経済事情変化に伴い、長期金融の補充機関として信託会社を育成する構想のもとに大蔵省主導によつて総合的な信託業法案（大正六年）として企図されたものが、司法省の強い抵抗にあり、ここで信託の一般規定を内容とする信託法案は司法省に、主として信託会社に対する規制・育成を内容とする信託業法案は大蔵省に、というふうになり、信託法制の二本建て立案に移行していつた経過を述べている。司法・大蔵両省の対立問題は、従来ほとんど看過されてきたところであり、筆者の指摘は十分注目に値する。

第五章「寺内内閣下の信託二法案」は、以上の経過によつて信託法案と信託業法案との分離が行なわれたのち、それぞれの草案起草がすすめられ、本格的な立法作業に入ったこと、信託二法の各草案は一応の成案となつて第四一帝国議会への提出予定となつたが、大

正七年の政変のため延期された事情などが考察されている。とくに、この過程のなかで、信託の基本的構成について、池田寅二郎の学説に従いイギリス信託法理の修正導入が明確となつた、と指摘されている。筆者は、これを第一期の信託法案とよんでいる。

第六章「原内閣と信託立法」は、前内閣から引継がれた立法事業が重要な質的变化を遂げてゆく過程を論じている。すなわち、第一次大戦の末期以後の社会不安と経済事情の変動から、信託法制のあり方には、新しい視点からの検討が加えられることとなつた。原内閣の成立後、信託二法のうち信託法案の修正の方にウエイトが移るのはそのためである、と筆者は指摘している。

と同時に、もう一つ筆者がとくに強調しているのは、信託法案の立法目的自体が、信託会社の金融機能を抑制し、むしろ財産の保全・管理機関として位置づける方向に変化した、という点である。例えば、脱法信託や訴訟信託の禁止規定、裁判所の監督規定などの出現がそれを裏付けている、とされる。これによつて、信託法案は第二期の段階に入つたと筆者は論ずるのであるが、このような信託法制の質的变化に対する的確な分析は注目すべきである。

第七章「議會提出目指す信託法案」および第八章「議會提出目指す信託業法案」の二章では、右のような信託法制の質的变化が一層具体的に法案の修正に盛りこまれ、議會提出を目指すようになった経過が論じられている。筆者は、詳細に法案各条文の修正過程を追っているが、例えば、現行信託法第一条にみられる信託の定義規定はこの段階であらわれたものであることを明らかにしている。その

他、信託財産の独立性を確保するための規定、例えば信託財産の物上代位性や非相続性、受託者の忠実義務を示す諸規定が加わり、信託の債権的構成に対する異質的要素が目立つてくる。こうして整備された信託法案を、筆者は第三期の法案と称している。

第九章「臨時法制審議会における審議」は、信託および信託業の両法案が議會提出の準備手続として臨時法制審議会にかけられ、意外な紛糾を経た事情を述べている。例えば、同審議会の江木衷委員が最も強硬な批判——信託の通則たる信託法案を不必要とし、むしろ営業信託に公益信託を加えて二本建てとする新しい提案など——を示し、結果的には、政府側との間に妥協ができて、法案の主要な柱となる「信託法綱領」が成立した事情を論じている。

第一〇章「議會上程のための法案起草」は、臨時法制審議会で採択された綱領にもとづいて、司法・大蔵両省によりそれぞれ信託二法案の起草がすすめられたが、実際には、同審議会の参考資料とされた未定稿草案（大正八年二月案）をもとに、各条ごとに修正・加除をする方式で行なわれた事情を詳細に述べている。現行規定の形成が浮き彫りにされる感があつて興味ふかいが、とりわけ、事業経営の信託や信託宣言の条項が削除されてゆく、いわば現行法の影の部分の明らかなにした点は重要と思われる。

さいごに、終章「信託法規の成立」は、衆議院および貴族院における両法案の審議状況——例えば、衆議院特別委員会における若干の修正、貴族院における菅原議員の論戦などを中心しながら、通過・成立に至る過程を述べている。当時の大きな政治問題であつた

軍縮と普選の論議に隠れるかのように両法案は議會を通過していった（その反面、英米法理の導入という法制上の基本問題は論議の対象から外れていた）、と筆者は感想を結んでいる。

以上が、主論文の概要と特色である。次に、副論文は、ほぼ年代順に、信託立法の過程にあらわれた各種草案や、参考とされたインド信託法およびカリフォルニア州民法典を比較・対照させて、現行信託法各条文の史的考察を試みたものである。主論文とあいまつて、信託法制研究の経緯をなすものといえよう。

さて、主論文ならびに副論文の両者を併せて、全体的な概観をみるならば、本研究は、まず資料的に、従来の資料の再評価と新しく発見された多数の資料に依拠している点に目新しさがあるばかりでなく、方法的に、明治末期から大正期にかけての政治・経済・金融事情などの推移にあわせて信託二法の法案形成と修正・変更とを総合的・構造的に究明しようとした点に大きな特色があり、それを生かした筆者の試みは十分に成功を収めたものと評価することができ。その結果、各所において、従来の通説的見解がおかしてきた誤謬——例えば、信託法制は大正中期に群生した雑多な信託会社を規制するのが主目的であつたとか、信託二法の分離は原内閣のときに行なわれたとか、信託法起草の立役者・池田寅二郎は専ら債権説の構成を固守していた等々——が指摘されており、これに対する筆者の批判も十分に肯定できる説得力をもっている。

ことに、池田自身がイギリス法の伝統になる法定信託や信託宣言の導入を図つていたとの指摘は、従来、池田が信託の債権説的構成

の主唱者であり、イギリス法の伝統には必ずしも好意的でなかつたとみられてきただけに、きわめて新鮮な問題提起といわなければならない。筆者によれば、草案修正の過程でイギリス流の信託法理を示す規定が脱落し、結果的に債権説的構成に固まつてゆくのは、むしろ池田のせいではないことになる。起草者としての池田の理解に依拠してきた従来の通説的立場は、池田説の一面にこだわりすぎたことになるのかもしれない。今後、通説の再検討を試みる際の有力な手掛りの一つがここに示されているようである。

また、従来ほとんど問題にされていなかつた公益信託規定の出現過程も明らかにされたことは、公益信託実用化のためにも有益であろう。丹念に資料を博搜し、困難な立体的究明を目指した筆者の労を多としたい。

ところで、本研究について、若干の問題点も残されているように感じられる。その二・三をここにあげれば、例えば、筆者は池田文書をはじめ、当時の委員の手持資料、議會その他における議事録などのほか、新聞紙上の記事類を豊富に参考として利用している。しかし、経済雑誌等の論説や記事は、あまり引用されていないようである。実業界の意見などは多く経済雑誌等にあらわれていたのではあるまいか。その方面の資料も追加されたら、本研究は資料的に一層の厚みを増したに違いない。

また、信託はイギリス法の伝統に由来するものであるが、別にドイツにはやはり信託行為の理論があり、明治・大正期には、讓渡担保などを材料にしながら民法学者により研究の対象とされていた。

信託法を民法の一特別法として体系づけるとき、信託行為の理論はどの程度まで検討されたのであろうか。臨時法制審議会の幹事として名を列ねた鳩山・穂積の関係文書に見るべきものがないと筆者は資料の限界を述べているから、仕方がないような気もするが、その当時の諸学者の研究には、信託と信託行為とを併せて立論する考え方も散見されているので（例えば、大正八年刊行の遊佐・信託法提要）、少しくこの方面の学説を渉猟する余地もあつたのではないかと思われる。

さらに、細かい問題点をあげれば、受託者複数のときの財産関係につき信託法第二四条は「合有」という民法典にない用語によつてゐるが、これは大正八年八月一三日案では「共同ノ権利」となつてゐたものが同年一二月九日案で、「合有」と改められたものとの指摘は興味ふかい。当時の民法学界では、末弘・平野等によつて「聯合」「合有」などといわれ、その特殊性の研究が始められたばかりで、用語は必ずしも一定していなかつた。どうしてこれが「合有」という表現に落付いたのか。その辺のいきさつが全くふれられていないのは物足りない。

以上を要するに、本論文は（主論文ならびに副論文を併せて）、詳細・丹念な資料分析の上に信託法制の形成過程を立体的に跡づけたものであつて、筆者の努力によつて発見された多くの新資料にもとづく精緻な研究である点に、まず深い敬意を表しななければならない。内容的にも、しばしば独自の創見を示し、従來の通説的見解に修正を加える結果となつたところが少なくない。あたかも信託法制の全面

的改正が必要とされている現在、まことに時宜を得た研究であり、学界に対する貴重な貢献といえよう。通読してみても若干の物足りない部分もないではないが、もとよりそれは瑕瑾であつて、本研究のすぐれた価値自体を傷つけるものではない。

よつて、われわれは、本論文を法学博士（慶應義塾大学）の学位をあたえるに価するものと認める。

主査	法学博士	慶應義塾大学法学部教授	田中	実
副査	法学博士	慶應義塾大学名誉教授	手塚	豊
副査	法学博士	慶應義塾大学法学部教授	内池	慶四郎